

鎌倉市地域介護・福祉空間整備等施設整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する高齢者施設等の防災・減災対策を推進し、利用者の安全・安心を確保するため、高齢者施設等を整備する法人に対し、当該施設等の整備等に要する費用に関し、予算の範囲内において補助金を交付することについて鎌倉市補助金等に係る予算の執行に関する取扱要綱（昭和41年2月23日告示第23号。以下「取扱要綱」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助の対象とする事業は、令和5年4月10日老発0410第6号 厚生労働省老健局長通知の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」（以下「国実施要綱」という。）第2により本市が作成する防災・減災等事業整備計画に基づいて行われる次に掲げる事業で、厚生労働省との協議において交付金の対象事業として適当であるとの判断が行われたものとする。

- (1) 既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業
- (2) 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業
- (3) 高齢者施設等の給水設備整備事業
- (4) 高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業
- (5) 高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業

2 前項に既定する協議の対象、内容、要件等は、協議ごとに市長が定める。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、国実施要綱「別表 防災・減災等事業整備計画に基づく事業」（以下「別表」という。）の第6欄に定める経費とする。

2 対象施設が複数併設される場合における補助対象経費は、補助対象施設ごとに計上するものとする。

(補助基準額)

第4条 補助基準額は、別表に規定する第1欄に定める各区分に応じ、第2欄に定める各交付基準単価に第3欄に定める各単位を乗じて得た額とする。ただし、当該額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表の第1欄に定める各区分ごとに次に掲げる額を比較して最も少ない額に、別表の第5欄の国及び市の補助率を乗じて得た額とする。ただし、当該額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 第3条に定める補助対象経費の実支出額
- (2) 前条により算出した補助基準額
- (3) 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

- 2 前項の規定にかかわらず、補助金の額は、本市に交付される地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の額を上限とし、前項の規定により算出した額の合計がこれを超える場合は、各補助金の額は、厚生労働省との協議内容に基づき市長が定めるものとする。

(補助金の対象除外)

第6条 補助金は、次に掲げる費用については、交付の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に要する費用
- (3) その他施設等整備事業として適当とは認められない費用

(補助対象事業者)

第7条 補助金の交付対象となる事業者は、本市が地域密着型サービス事業所として指定した事業者であり、かつ、本市が作成した市防災・減災等事業整備計画に基づき本補助金の財源である地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金についての厚生労働省との協議において対象とした法人とする。

- 2 前項に既定する協議の対象、内容、要件等は、協議ごとに市長が定める。

(申請等)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、第2条各号に掲げる事業ごとに、鎌倉市地域介護・福祉空間整備等施設整備事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

- (1) 鎌倉市地域介護・福祉空間整備等施設整備事業補助金申請額算出内訳書（第1号様式－別紙①）
- (2) 事業計画書（第1号様式－別紙②）
- (3) 役員等氏名一覧表（第1号様式－別紙③）
- (4) 当該事業に係る収支予算書（見込書）抄本
- (5) 平面図
- (6) 現況写真
- (7) 見積書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が指示した書類

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控

除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金交付の決定)

第9条 市長は前条第1項の規定により補助金交付の申請があったときは、交付の可否を審査の上、鎌倉市地域介護・福祉空間整備等施設整備事業補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式。以下「決定通知書」という。）により当該申請者に通知するものとする。

(暴力団排除)

第10条 鎌倉市暴力団排除条例（以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団
 - (3) 法人にあっては、代表者又は役員の中に第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- 2 市長は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部に対して確認を行うことができる。
- 3 市長は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付条件)

第11条 取扱要綱第5条第1項第6号の市長が必要と認める事項は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分を変更する場合には、市長の承認を受けるべきこと。ただし、軽微な変更の場合はその限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに市長に報告し、その指示を受けるべきこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならないこと。

- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させること。ただし、市長が認めたときは除く。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 補助事業を行うために整備工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせてはならない。
- (8) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならないこと。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (9) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金の補助金の交付を受けてはならないこと。
- (10) 事業を実施するために必要な調達を行う場合には、原則として一般競争入札によるものとする。
- (11) 取扱要綱及びこの要綱の定めに従わなければならないこと。
- (12) 補助事業者が、前各号による条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を取り消すことがあること。

(事業の着手)

第12条 補助事業者は、事業に着手するときは、鎌倉市地域介護・福祉空間整備等施設整備事業補助金事業着手届（第3号様式）を提出しなければならない。

- 2 申請者は、事業を完了するために必要な期間を確保する必要がある場合であって市長が認める場合は、鎌倉市地域介護・福祉空間整備等施設整備事業補助金事業事前着手届（第4号様式）を提出することによって、第9条第1項の規定による交付決定前に事業に着手することができる。

(変更の承認)

第13条 第11条第1号及び第2号の規定に基づく市長の承認を受けようとする場合は、鎌倉市地域介護・福祉空間整備等施設整備事業補助金事業変更等（変更・中止・廃止）承認申請書（第5号様式）に変更内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の変更等承認申請書が提出されたときは、その承認の可否を審査の上、鎌倉市地域介護・福祉空間整備等施設整備事業補助金事業変更等承認（不承認）通知書（第6号様式）により通知するものとする。

(実績報告)

第14条 取扱要綱第9条の規定による実績報告は、鎌倉市地域介護・福祉空間整備等施設整備事業補助金事業実績報告書（第7号様式）に、次に掲げる書類を添えて、事業が完了した日から起算して14日以内に提出しなければならない。

- (1) 鎌倉市地域介護・福祉空間整備等施設整備事業補助金精算額調書

(第7号様式一別紙①)

- (2) 事業実績報告書（第7号様式一別紙②）
- (3) 収支決算書（見込書）抄本又はこれに代わる書類
- (4) 平面図
- (5) 現況写真
- (6) 領収書及び内訳書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が指示した書類

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の事業実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

(補助金の交付)

第15条 補助事業者は、事業の完了後、市長に対し請求書を提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、鎌倉市地域介護・福祉空間整備等施設整備事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書（第8号様式）により、すみやかに遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の返還)

第17条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を目的外に使用したとき。
- (3) 補助金交付の決定の内容又はこれに付した指示若しくは条件に違反したとき。
- (4) 第12条、第13条、第14条又は第16条に規定する届出又は報告をしなかったとき。
- (5) 事業の施行方法が不相当であると認められるとき。
- (6) 事業の施行について不正の行為が認められるとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、交付することが適当でないと市長が認めるとき。

(書類の整備等)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 補助事業者は、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、当該期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(届出事項)

第19条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 住所、法人名又は代表者氏名を変更したとき。

(2) その他申請内容に変更があったとき。

(その他)

第20条 その他、事業の実施にあたり必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和5年11月24日から施行する。